

(写)

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第31号

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例(平成14年龍ヶ崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「一般社団法人龍ヶ崎市・牛久市医師会」を「一般社団法人龍ヶ崎市医師会」に改める。

第7条第2項中第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

別表中「1,200円」を「1,500円」に、「1,350円」を「1,500円」に、「5,090円」を「5,000円」に、「730円」を「1,000円」に、「830円」を「1,000円」に、「520円」を「500円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る費用負担額について適用し、同日前に受診した健診に係る費用負担額については、なお従前の例による。